

令和6年7月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年7月29日（月曜日）午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 16名

1番 川田 忠宏		3番 清遠 典子
4番 西笛 勤	5番 岡村 和紀	6番 松本 明広
7番 國澤 剛	8番 高松 勇一	9番 岡村 真吾
10番 山崎 一義	11番 安岡 志乃	12番 都築 直美
13番 筒井 誠	14番 白石 裕二	15番 山本 伸
16番 茂井 雅昭	17番 上杉 卓朗	

4. 欠席委員1名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 忠

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号34～39）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 非農地証明願 1件

議案第4号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 7 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名で、欠席委員は 1 名です。出席農業委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は山崎一義委員と安岡志乃委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 34 番

　　大字和食字北葛谷 甲 4442 番 2、地目は田、面積 387 m²、甲 4443 番、地目は田、面積 282 m²、甲 4445 番 1、地目は田、面積 1,210 m²、甲 4445 番 4、地目は田、面積 114 m²、甲 4446 番、地目は田、面積 171 m²。譲渡人は高知市稲荷町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 8 月 1 日から R9 年 7 月 31 日までの 3 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 35 番

　　大字和食字中入野 甲 2943 番 1、地目は田、面積 2,706 m²の内 1,320 m²。譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 8 月 1 日から R9 年 7 月 31 日までの 3 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 36 番

　　大字馬ノ上字市屋敷 3838 番 1、地目は田、面積 2,248 m²、字東又 3884 番、地目は田、面積 1,156 m²。農地中間管理事業を用いての賃貸借で譲渡人は芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R6 年 7 月 29 日から R16 年 7 月 28 日までの 10 年。作付けは水稻、賃借料は 5,000 円/10a。

　　受付番号 37 番

　　大字馬ノ上字市屋敷 3831 番、地目は田、面積 1,669 m²、3842 番 1、地目は田、面積 1,038 m²、3842 番 2、地目は田、面積 723 m²。農地中間管理事業を用いての賃貸借で譲渡人は香南市香我美町西川の〇〇さん、譲受人は芸西村

馬ノ上の〇〇さん。期間はR6年7月29日からR16年7月28日までの10年。
作付けは水稻、賃借料は5,000円/10a。

受付番号38番

大字西分字門田 甲 5709番、地目は田、面積945㎡。譲渡人は宮城県仙台市太白区長町の〇〇さん、譲受人は高知市丸ノ内の〇〇さん。所有権移転で売買対価は、土地代2,000,000円。移転時期は、R6年7月29日。

受付番号39番

大字和食字関添 甲 48303番1、地目は田、面積2,846㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は安芸市穴内の〇〇さん。期間はR6年8月1日からR16年7月31日までの10年。作付けはオクラ、賃借料は10,000円/10a。

議 長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定6件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。

第2号議案 農地法第4条第1項の規程による許可申請について。

受付番号1 申請人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。土地の所在は大字馬ノ上字樋ノ口2311番1、台帳地目は畑、現況地目は畑、転用面積は154㎡の内7.95㎡。申請理由は個人墓地建設のため。

7月26日(金)に会長、上杉卓朗委員、岡村真吾委員、事務局にて現地確認。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許

可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 非農地証明願について議題とします。

第 3 号議案 非農地証明願について。

 受付番号 2 番 申請人は芸西村西分の〇〇 さん。土地の所在は大字西分字濱屋敷 甲 2719 番 2、台帳地目は畑、現況地目は宅地、転用面積は 188 ㎡。申請理由は、昭和 59 年頃から、耕作の用に供さず、宅地となり現在に至る。7 月 26 日(金)に会長、清遠典子委員、松本明広委員、事務局にて現地確認。

議 長 第 3 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 3 号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 3 号議案 非農地証明願定については許可いたします。

議 長 続きまして第 4 号議案 その他について委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 7 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 13 時 50 分)

議事録署名委員

山崎 一義

議事録署名委員

安岡 志乃